

ハラスメント防止宣言

職場におけるハラスメントは、労働者個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、社員の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に悪影響を与える問題です。

また妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。

当社は、差別的な言動やハラスメント行為、暴力行為など個人の尊厳を損なう行為を許しません。すべての個人が尊重され、互いの信頼のもとに良好な人間関係を構築し、活気ある職場を目指します。

1. 当社は下記のハラスメント行為を一切容認しません。

- (1) パワーハラスメントに類する行為
- (2) セクシュアルハラスメントに類する行為
- (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
- (4) その他のハラスメント

その他にも、精神的な嫌がらせを繰り返したり、差別的発言等の行為もハラスメントに含まれます。

2. この方針は、社員のみならず、当社に関係するすべての方を対象とします。

全ての関係者が、互いの信頼の下、良好な人間関係を構築できることを目指します。

3. 当社の社員がハラスメントを行った場合、就業規則に基づき懲戒処分を含めて厳正に対応します。

また、行為者の異動等、被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置を講じます。

4. ハラスメントに関する相談窓口

職場におけるハラスメント相談窓口は次のとおりです。

<社内相談窓口> 法務コンプライアンス担当部長 平野 芳樹 : 03-5711-0805

<社外相談窓口> 東京新生法律事務所 弁護士 山勝 幹之

Email : yamakatsu@tokyoshinsei.com

相談者はもちろんのこと、事実関係の確認に協力した者等についても不利益な取扱いはいりません。プライバシーを厳守した上で対応しますので安心して相談してください。

5. 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には被害者に対する配慮のための措置および行為者に対する措置を講じます。また、再発防止を講じる等厳正に対処します。

2022年4月1日

株式会社マックス

代表取締役社長 正木 研